

◆新聞の長期間・先付け契約（数年先からの契約）は慎重に！

「新聞のセールスの人が家に来た。契約後、5年契約と書いてあったので怖くなり、当日に断りの電話を入れた。了承したのに昨日から急に新聞が入りだした」（60代女性）など訪問販売による新聞購読契約に関するトラブルは年間を通して多くの相談が寄せられています。

トラブルに遭わないためにも、不用意にドアを開けて対応しないようにしましょう。

また、長期間の契約や数年先からの購読契約は避けましょう。

もし、契約してしまった場合はクーリング・オフ（8日間）ができますので、販売店に申し出てください。

不安を感じたら、一人で悩まず、消費者センターまでご相談ください。



◆無料が有料！？契約内容など十分確認してから契約しましょう！

「スマートフォンの契約時に『無料』として携帯電話をもらった。スマートフォンは使いこなせなかったので解約したが、銀行で記帳すると無料でもらった携帯電話の通信料金が毎月1,400円引き落とされていた」という相談が入りました。（80代女性）

相談者は「無料」でもらった携帯電話は契約した覚えがない、携帯電話の番号も分からないとのことでした。

相談員から、店舗または当該事業者相談窓口申し出て、解約および返金について話し合うよう助言しました。

最近では通信機器を取扱う店舗や家電量販店では「(実質)無料」とアピールしていますが、通信料や中途解約時に高額な違約金が発生するなど、実際には無料ではありません。また、安くなると言われてオプションなどの関連商品をセットで契約したところ、結果的に消費者が支払う総額が高くなることもあります。

複雑な契約なので、契約前には契約内容や総額、解約時のリスクを確認する必要があります。

お困りの場合には、大阪市消費者センターまでご相談ください。



◆大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

●消費生活相談専用電話：6614-0999

（大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く）

◇メール相談：大阪市消費者センターホームページから「[メール相談](#)」にアクセス

◇面談：大阪市消費者センター（※予約不要）

その他の面談場所（※要予約 6614-0999）

- ・天王寺サービスカウンター
- ・クレオ大阪各館[子育て活動支援館・西部館・南部館・東部館・中央館]
- ・市民相談室(市役所1階)

※土日祝、12/29～1/3を除く 午前10時～午後3時

